

仕様書

1 業務名

電子図書館システム構築・運用業務

2 業務目的

燕市では、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、燕市独自の総合対策「フェニックス11（イレブン）」を実施してきた。同対策では、これまで市民や市内企業に対して各種対策を講じてきたが、これからは市役所自身に対して収束後を見据えた体制、アフターコロナ時代のニューノーマル（新状態）をあらかじめ整えておくことも重要であることから、市役所業務の「オンライン化」、「デジタル化」を推進し、行政サービスがいつでも、どこでも利用できるデジタル市役所に向けた各種取組を進めている。

また、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」という）」では、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すため、学校及び図書館等に対して視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた利用が可能なシステムとそのシステムに対応しているアクセシブルな電子図書を提供できる環境の整備を推進することとしている。

そこで、本業務では、デジタル市役所に向けた非来館型のサービスや、読書バリアフリー法に準拠したアクセシブルなサービスといった新しいサービスの提供を目的として、燕市立図書館、燕市立吉田図書館及び燕市立分水図書館において、電子図書館システムを構築し、及び運用するものである。

3 業務内容

(1) 業務期間

構築業務：契約締結日から令和3年1月26日（予定）まで

運用業務：令和3年1月27日（予定）から令和3年3月31日まで

※構築業務の進捗状況によっては、運用業務の開始時期が前後することが考えられる。

(2) 業務要件

①電子図書館システムの構築

- 電子図書館システムは、事業者のサーバ上に電子図書や書誌データを保管するクラウド方式であること。
- 図書館利用者はインターネット経由で、電子図書館システム用サイトにアクセスすることにより、電子図書を、検索・貸出・返却・予約・閲覧できること。
- パソコン（Windows、Mac）、スマートフォン、タブレット（iOS、Android）で電子図書が閲覧できること。
- HTML 5準拠のブラウザに対応したシステムであり、端末標準搭載の最新ブラウザであればデバイスに依存することなく閲覧できること。

- ・各種アプリケーションのダウンロードやインストールが不要であること。
- ・視覚障がい者が自力で操作可能な利用支援サイトを別途用意すること。
- ・その他、電子図書館システムは、「別表1 システム・コンテンツ要件」を全て満たすこと。

②電子図書館システムの維持管理

- ・サービス提供時間は24時間365日であること（ただし、メンテナンス等やむを得ない停止を除く）。
- ・市及び図書館職員等が利用可能なサポート窓口を開設し、平日昼間の8時間程度、問い合わせや障害に対応すること。
- ・障害が発生した場合には速やかに対応し、サービス停止を伴う作業が必要な場合は、事前に市及び図書館に通知の上実施すること。
- ・電子図書館システムで認証されたユーザーID以外からの不正アクセスを禁止する対策を講じること。
- ・SSL/TLS通信による通信の暗号化を行うこと。
- ・ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つこと。
- ・システムの障害、機器の故障等に備え、可能な限りサービス停止しない機器構成であること。
- ・その他、セキュリティ関連については、市及び図書館が定める「別表2 クラウド要件」に準拠した対策や体制を提案すること。

③商用電子図書の提供

- ・市内在住・在勤・在学する図書館利用者（当面の利用状況を見て利用範囲は判断する）は、事業者が提供する商用電子図書を利用できるものとする。
- ・事業者は契約締結後、速やかに、市及び図書館が電子図書を選書できるシステムを構築すること。
- ・「別表1 システム・コンテンツ要件」で定める機能を持つ電子図書を提供すること
- ・サービス開始までに市及び図書館が指定する電子図書を提供すること。

※コンテンツ購入費用は別途契約するものとする。

④地域資料等独自資料のシステム登録及び支援

- ・独自資料の登録や削除について、「別表1 システム・コンテンツ要件」で定める機能を持つこと。

⑤電子図書館の利用促進に係る支援

- ・市及び図書館が行う利用促進イベントやPRに際し、開催を支援すること。

⑥図書館システムとの連携

- ・現在導入している図書館システムとのデータ連携（利用者ID/パスワード、書誌データ等）を行う可能性がある。本業務には含まないが、今後データ連携機能と図書館システムで取り込み可能な電子図書用書誌データ（日本目録規則に準拠）が提供可能であること。

⑦その他の電子図書館事業の目的達成に必要な業務

- ・操作マニュアル、研修等の運用支援を行うこと。

4 納入成果物

- ・業務実施計画 1式
- ・会議録 1式
- ・操作説明書 1式

5 その他留意事項

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、個人情報やプライバシーの保護に係る法令等に基づいて適正に業務を遂行すること。

(2) 情報セキュリティ不正に関する調査対応

情報セキュリティに関する不正が見つかった場合、追跡調査や立入検査等により原因を調査・排除できる仕組みや体制を整備すること。

(3) その他業務内容に関して疑義が生じた場合は、市及び図書館と協議を実施すること。

別表1 システム・コンテンツ要件

	No.	要件
利用者機能	1	簡易検索と詳細検索を用意すること。
	2	詳細検索では、コンテンツの種類、対応デバイス等による絞り込みができること。
	3	タイトルや著者は表記のほか、「読み」による検索ができること。
	4	検索語を入力しなくても検索ができること。
	5	ジャンル（分類等）による絞り込みができること。
	6	ID とパスワードでログインすることにより、貸出・閲覧・返却・予約ができること。
	7	ライセンスフリーの図書はログイン不要で閲覧できること。
	8	利用者が自身の情報を確認できる利用者情報ページがあり、貸出一覧、予約一覧を確認し、そこから返却、貸出延長、予約取り消し、パスワード変更ができること。
	9	簡単なマウス操作で貸出手続きが完了すること。
	10	貸出期間が過ぎたら自動的に返却されること。
	11	貸出中の図書は予約ができること
	12	予約中のコンテンツが用意できたことが利用者情報ページで確認できること。
	13	用意できたコンテンツが一定期間保持できること。
	14	貸出の延長ができること。
	15	試し読みができること。 ※1
	16	新着、特集、その他お知らせなどの特定の情報を確認できるページがあること。
	17	利用者向けの日本語のマニュアルがあること。
ビューワ機能	18	書誌情報が確認できること。
	19	目次を確認し、そこから該当章へジャンプできること。 ※1
	20	当該ページに目印をつけ、そこへジャンプできること。 ※1
	21	当該文章にマーカーなど読むための補助目印を付けられること。 ※1
	22	各種目印は図書を返却するまで、状態を保持できること。返却されると状態がクリアされること。 ※1
	23	文字の大きさを変更できること。 ※1
	24	パソコン（Windows、Mac）、スマートフォン・タブレット（iOS、Android）で音声読み上げができること。 ※1
	25	誌面全体の拡大表示ができること。 ※1
管理機能	26	図書を閉じて、再度読む場合は閉じたページが開かれること。
	27	図書館側で利用者情報の変更・削除が随時できること。
	28	利用者情報に生誕年・性別を登録することにより、年代別・男女別統計ができること。
	29	図書館側で任意の文字列の ID とパスワードが登録できること。
	30	利用者の貸出・予約状況が確認できること。

管理機能 (続き)	31	新着、特集、その他お知らせなどの特定の情報を確認できるページの登録・変更・削除ができること。
	32	ジャンルの登録・変更・削除ができること。
	33	独自資料を登録できること。登録できるファイルフォーマットは、ePUB3、PDF、MP4等多様なフォーマットに対応していること。
	34	独自資料の一括登録ができること。
	35	独自資料の変更・削除ができること。
	36	利用状況を分析するのに必要な各種統計を集計し、CSV ファイル出力ができること。
	37	管理者向け日本語マニュアルがあること。
その他機能	38	現在導入している図書館システムとのデータ連携（利用者 ID/パスワード、書誌データ等）を行う可能性があるため、本業務には含まないが、追加機能として備えていること。

※1 コンテンツタイプ、出版者の許諾、コンテンツ作成状態によりできないコンテンツがあることは可。

別表2 クラウド要件

	No.	要件
セキュリティ対策・体制	1	サービス提供業務の遂行のために提供する情報（契約等の手続きに付随してクラウドサービス事業者が知りうる利用者情報等）を、サービス提供業務の遂行目的外で利用しないこと。情報の目的外利用の禁止に対する遵守（義務）の表明をすること。
	2	情報セキュリティインシデントが発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための対処方法（対応手順、責任分界、対応体制等）について提示すること。
	3	障害や情報セキュリティインシデントの発生、監査結果等によって、情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められた場合の対処（改善の実施等）方法について提示すること。
	4	以下の情報提供をすること。証明する資料を提出すること。 ・サービス提供事業の実施場所（事務所、運用場所）（地域（リージョン））が特定できるようにすること。 ・メインセンター、サブセンターについて、物理的に距離が離れた2拠点以上で冗長構成されていること。【推奨事項】
※2 認証	5	サービス提供を行う組織が、ISO/IEC27001：2013 認証を取得していること。
	6	サービス提供を行う組織が、ISO/IEC27001：2015 認証を取得していること。
データの所在・適用法と裁判管轄	7	サービス上のユーザ所有データ（バックアップデータを含む。）の所在地が日本国内に限定できること。
	8	準拠法、裁判管轄を国内に指定できること。
	9	データの所有権、管理権は燕市が保有すること（サービス提供（SaaS）事業者は、燕市に対してその旨を表明すること）。

サービスレベル	10	クラウドサービス事業者との間の管理境界や責任分界を明確にすること。
	11	クラウドは正式リリースのサービスを提供すること。
	12	可用性に係るサービスレベルについて提示すること。
	13	以下の事前通知の「事前期間」とその「通知方法」について提示すること。事前通知については早期に通知されることが望ましい。また、他にも業務継続性の観点で効果的な通知対象があればそれを提示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの中断（停止） ・クラウドサービス契約の解除
ログ取得	14	クラウドサービス上におけるアクセスログ等の証跡に係る保存期間について、1年間以上の保存が可能であること。その手法について提示すること。
脆弱性対策	15	クラウドサービス上の脆弱性を発見する方法があり、実施可能であること。その手法について提示すること。
データ消去 ※3	16	データを消去する際は、ISO27001 に準拠してデータを復元できないように電子的に完全に消去又は廃棄すること。また、データ消去について第三者の監査機関による監査を受けた内容を提供することが可能であること。

※2 クラウドサービス（データセンター）事業者は必須要件とし、サービス提供（SaaS）事業者は任意とする。

※3 データ消去はサービス提供（SaaS）事業者の責任範囲とし、ハードディスク等の電子記録媒体の廃棄（破壊等）はクラウドサービス（データセンター）事業者の責任範囲とする。